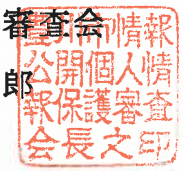
令和８年７月１０日にあった諮問に対する答申の内容は別紙のとおりである。

令和８年１０月２９日

豊川市情報公開・個人情報保護審査会

会長　武　田　真　一　郎



８豊情個審第６号
令和８年１０月２８日

豊川市長　竹　本　幸　夫　殿

豊川市情報公開・個人情報保護審査会
会長　武　田　真　一　郎

公文書の一部開示決定処分に係る審査について（答申）

令和８年７月１０日付け８豊市整第３３号にて諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

１　審査請求のあった日
　令和７年１０月２９日

２　審査請求に係る対象公文書の内容
　豊川市役所職員が作成した「無電柱化を進めてください」などの要望事項を記載した『豊川稲荷周辺地域のまちづくりに係る要望書』の原稿データ及び町内会長と職員との打合せ記録並びに市街地整備課内における当該要望書作成の経緯が分かる資料のすべて。

３　審査請求に係る実施機関
　豊川市長

４　審査を行った日
　令和８年７月３１日

（連絡先）
担　当　豊川市情報公開・個人情報保護審査会事務局
電　話　０５３３－８９－２１２３

諮問番号：諮問第３４号
答申番号：答申第３４号

答　申　書

第１　審査会の結論

本件審査請求は、棄却するべきである。

第２　審査関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、「豊川市の言うとおり要望書（「豊川稲荷周辺地域のまちづくりに係る要望書」をいう。以下同じ。）を町内会との協議を基に作成したのであれば、町内会とのやり取りを証明する文書又は要望書が完成するまでの記録(要望書を除く。以下これらを「町内会とのやり取り等に関する文書」という。)が存在するはずなので処分を取り消し、開示請求した情報、作成した書面が完成されるまでの電磁的記録等の関連情報をすべて開示するよう求める。」というものである。

２　実施機関の主張の概要

実施機関は、今回の事案に係る公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、次の理由により、本件処分は適法かつ相当な処分であるため、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求を棄却するべき旨を主張している。

(1)　文書の特定について

審査請求人は、本件開示請求において、要望書原稿データ、町内会長と市職員との打合せ記録及び市街地整備課内における要望書作成の経緯の分かる文書の開示を求めており、本件開示請求に係る文書を特定した。

特定に当たっては、豊川市情報公開条例（平成１３年豊川市条例第４号）第２条第２号に規定する公文書であり、開示請求に係る公文書の内

容に該当する文書か精査を行うとともに、開示した文書以外は、本件開示請求で開示すべき文書に該当しないこと又は不存在であることについて確認している。

(2) 町内会とのやり取り等に関する文書について

審査請求人は、要望書が町内会との協議を基に作成したのであれば、町内会とのやり取り等に関する文書が残っているはずであるから、開示すべきである旨を主張するが、実施機関は本件請求に係る公文書を前述のとおり特定しており、開示決定を行った公文書の他に開示請求に係る公文書の内容に該当する公文書は、作成し、又は保有しておらず不存在であるため、審査請求人の主張は採用できない。

第３　審査会の判断

１　文書の特定

実施機関は、本件開示請求における文書の特定については、本件開示請求が行われた令和７年７月１４日以前の担当部局である市街地整備課の文書及び電磁的記録が存在するサーバーを調査し、文書を特定し、町内会とのやり取り等に関する文書が存在しないことを確認したとしている。この結果に合理的な疑いがあるとは認められないため、文書の特定は適当であると認められる。

２　不存在であるとして非開示としたことの妥当性について

文書が不存在として非開示としたことについては、文書が不存在とする市長の主張を鵜呑みにするのではなく、正当な根拠があるかどうかを慎重に審査する必要がある。

このように文書が不存在として非開示とされた場合の審査請求の審査においては、裁判例などによると、行政機関に当該文書を作成する法令上の義務があったかどうか、市長はいかなる部局のいかなる期間の文書を調査したかどうかを審査することが必要と解される。

本件では、豊川市の条例及び規程を見ても、担当職員には開示された文書以外の文書及び資料を作成する義務があるとは認められず、また、上述のとおり、文書の特定の結果に合理的な疑いがあるとは認められないた

め、開示された以外の文書及び資料は、実施機関が作成しておらず、不存在であり、開示することはできないものであると認められる。

したがって、不存在であるため非開示とした実施機関の処分に違法又は不当な点は、認められない。

3　「要望書」における非開示の妥当性について

「要望書」に記載されている個人の氏名は、豊川市情報公開条例第７条第２号の「特定の個人を識別することのできる情報」に該当する。

したがって、当該部分を非開示とした実施機関の処分に違法又は不当な点は、認められない。

4　結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は、棄却するべきである。

5　付言

本件審査請求の背後には、多額の予算を必要とする無電柱化事業に対し、市長の選挙公約であったとはいえ、必ずしも審査請求人を含む市民の十分な理解が得られているとはいえず、また、市に対する要望書の素案を市の職員が作成したという不自然な点があるなどの事情があったことがうかがわれる。審査会としては、市長及び市が市の施策についていっそうの情報提供に努め、市民に対する説明責任を果たすことを期待したい。

豊川市情報公開・個人情報保護審査会

会長　武　田　真一郎

委員　伊　藤　隆　穂

委員　石　田　範　子

委員　山　田　なおみ

委員　岩　瀬　富美男

８豊情個審第７号
令和８年１０月２８日

豊川市長　竹　本　幸　夫　殿

豊川市情報公開・個人情報保護審査会
会長　武　田　真　一　郎

公文書の一部開示決定処分に係る審査について（答申）

令和８年７月１０日付け８豊行第６１号にて諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

１　審査請求のあった日
　令和７年１０月３１日

２　審査請求に係る対象公文書の内容
　豊川稲荷の表参道と２本の支道の整備事業に関連するすべての資料及び作成文書、すべての打合せ記録及び電話での対応記録。
　参道整備事業に関する作成文書並びに打合せ記録及び電話での対応記録は、庁内の者との間のもの、コンサルとの間のもののすべてを開示してもらいたい。

３　審査請求に係る実施機関
　豊川市長

４　審査を行った日
　令和８年７月３１日

（連絡先）
担　当　豊川市情報公開・個人情報保護審査会事務局
電　話　０５３３－８９－２１２３

諮問番号：諮問第３５号
答申番号：答申第３５号

答　申　書

第１　審査会の結論

本件審査請求は、棄却するべきである。

第２　審査関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、「開示文書はプロポーザル実施の前提が不明であり、当該プロポーザルの業務内容に含まれる石畳風の舗装及び日中でも空間の雰囲気を向上させるレトロな照明がどのような効果を予測しているのかが示されている検討資料が存在するはずであるから、処分を取り消し、開示請求した情報、作成した書面が完成されるまでの電磁的記録等の関連情報をすべて開示するよう求める。」というものである。

２　実施機関の主張の概要

実施機関は、今回の事案に係る公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象文書について、次の理由から、一部開示決定とした本件処分は違法又は不当な点はないため、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求を棄却するべき旨を主張している。

⑴　文書の特定

審査請求人は、本件開示請求において、豊川稲荷の表参道と２本の支道の整備事業に関連するすべての資料及び作成文書、すべての打合せ記録及び電話での対応記録の開示を求めており、実施機関は、別添の令和７年８月２５日付け７豊行第７０号「公文書一部開示決定通知書」（以下「決定通知書」という。）別紙のとおり文書を特定した。

特定に当たっては、行政課が全庁に向けて文書の特定を依頼し、各

課等において豊川市情報公開条例（平成１３年豊川市条例第４号）第２条第２号に規定する公文書であり、開示請求に係る公文書の内容に該当する文書か精査を行うとともに、開示した文書以外は、本件開示請求で開示すべき文書に該当しないこと又は不存在であることについて確認している。

⑵　審査請求人の主張について

審査請求人は、開示文書はプロポーザル実施の前提が不明であり、当該プロポーザルの業務内容に含まれる石畳風の舗装及び日中でも空間の雰囲気を向上させるレトロな照明がどのような効果を予測しているのかが示されている検討資料が存在するはずであるから、開示すべきである旨を主張するが、実施機関は本件請求に係る公文書を前述のとおり特定しており、開示決定を行った公文書の他に開示請求に係る公文書の内容に該当する公文書は、作成し、又は保有しておらず不存在であるため、審査請求人の主張は採用できない。

第３　審査会の判断

１　文書の特定

審査請求人は、本件開示請求において、豊川稲荷の表参道と２本の支道の整備事業に関連するすべての資料及び作成文書、すべての打合せ記録及び電話での対応記録の開示を求めており、これについて実施機関は、本件開示請求が行われた令和７年７月１１日以前の期間につき、市長部局の文書及び電磁的記録が存在するサーバーを調査し、決定通知書別紙のとおり文書を特定し、当該文書以外の文書及び資料が存在しないことを確認したとしている。

決定通知書別紙の文書の特定にあたっては、行政課が市長部局各課に照会する形で調査し、とりまとめられており、この結果に合理的な疑いがあるとは認められないため、文書の特定は適当であると認められる。

２　不存在であるとして非開示としたことの妥当性について

審査請求人は、開示された文書では豊川稲荷の表参道と２本の支道の整備事業について、その前提や効果が不明であるとして、これらに関する検討資料が存在するはずだから開示すべきであると主張している。

このように文書が不存在として非開示とされた場合の審査請求の審査においては、裁判例などによると、行政機関に当該文書を作成する法令上の義務があったかどうか、市長はいかなる部局のいかなる期間の文書を調査したかどうかを審査することが必要と解される。

本件では、豊川市の条例及び規程を見ても、担当職員には開示された文書以外の文書及び資料を作成する義務があるとは認められず、また、上述のとおり、文書の特定の結果に合理的な疑いがあるとは認められないため、開示された以外の文書及び資料は、実施機関が作成しておらず、不存在であり、開示することはできないものであると認められる。

したがって、不存在であるため非開示とした実施機関の処分に違法又は不当な点は、認められない。

3　不存在以外の理由で非開示としたことの妥当性について

実施機関が一部開示した文書のうち、不存在以外の理由で非開示とした部分は、各非開示事由に該当すると認められる。

したがって、当該部分を非開示とした実施機関の処分に違法又は不当な点は、認められない。

4　結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は、棄却するべきである。

5　付言

本件審査請求の背後には、多額の予算を必要とする事業に対し、市長の選挙公約であったとはいえ、必ずしも審査請求人を含む市民の十分な理解が得られているとはいえないという事情があったことがうかがわれる。審査会としては、市長及び市が市の施策についていっそうの情報提供に努め、市民に対する説明責任を果たすことを期待したい。

豊川市情報公開・個人情報保護審査会

会長　武　田　真一郎

委員　伊　藤　隆　穂

委員　石　田　範　子

委員　山　田　なおみ

委員　岩　瀬　富美男